# 『お湯殿の上の日記』に見る

進上をテーマとして取り上げて若狭武田氏の

の関係を再確認することである。本稿はこの

は主家に一定の仕方で進物を差し出し、

相互

### 佐藤圭

はじめに

氏自体の具体的な研究は少ない。 献している」記事が見られることを指摘し 武田氏が「毎年鱈・初雁・鮭などを禁裏へ進 された米原正義氏は『お湯殿の上の日記』に 関係を保った。若狭武田氏の文芸史料を考察 狭は京都に近く、 戦国時代までこの地を治めた大名である。若 る実証的研究が進んだが、大名としての武田 た。その後、若狭武田氏の領国支配に関す 武田氏の在京性、求心的な性格について述べ (一四四○)に若狭国の守護職を獲得し、以後 若 狭武田 氏 は室町時代の永享十二年 武田氏は幕府や禁裏と深い

係をうかがう行為として注目される。進上と進上は諸大名と幕府や禁裏との日常的な関

大名としての性格を考察する。 「お湯殿の上の日記」は応仁の乱後の文明九年(一四七七)に書き始められ、江戸時代に及んで書き継がれた禁裏の女房の公的な日記である。皇親・社寺・武家を始めとする諸家のある。皇親・社寺・武家を始めとする諸家のの部分を占めており、それらが意図的に記録されたことがうかがえる。こうした日常的なされたことがうかがえる。こうした日常的なされたことがうかがえる。こうした日常的なされたことがうかがえる。こうした日常的なされたことがうかがえる。その本文は女房であり、優れた点でもある。その本文は女房であり、優れた点でもある。その本文は女房であり、優れた点でもある。

たけたしろ御まなまいらする(二月一日

年の記事から二例抜き出して引用する。

がずしも明らかでない。これまでこの「たけまなまいる(九月六日条) まなまいる(九月六日条) たけた」が若狭武田氏なのかどうか、この「たけた」が若狭武田氏なのかどうか、

た」は代々禁裏に奉仕した医家の竹田氏とみられており、日本史の主要史料を編纂した『大日本史料』第八編は延徳二年(一四九〇)まけた」について一貫して竹田昭慶(後に改名して定盛)と注記している。しかし『お湯殿の上の日記』には、「わかさのたけた」あるいは「わかさより」と明記された進上記事も多く見受けられる。これらの記事に現れたも多く見受けられる。これらの記事に現れたも多く見受けられる。これらの記事に現れたとにより、この日記を若狭武田氏の史料としたにより、この日記を若狭武田氏の史料として充分に活かすことが可能である。

## 若狭武田氏の禁裏への進物

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

### (1) 季節による進上

のである。これによれば、武田氏の進上記事と判断される記事の日付と進物を列記したもは『お湯殿の上の日記』で若狭武田氏の進上は『お湯殿の上の日記』で若狭武田氏の進上は『お湯殿の上の日記』は着狭武田氏が活躍と判断される記事の日行と進物を列記したもと判断される記事の日記』は若狭武田氏が活躍と判断される記事の日記』は若狭武田氏が活躍

年	月・日	進物	
(明応 7)	9 · 23	あか御まな	
	$9 \cdot 27$	はつかん	
	閏10・13	ふりこ	
	11 · 3	雪の御まな	
	12 · 25	ひふつ三色	
田庁 0	5 · 4	みる	
明応 8		みる	
	5 · 5		
	6 · 25	いきかひ・さゝい	
	8 · 2	ひしほーおけ	
	8 · 16	かん	
	8 · 19	としとしのしい一おり	
	9 · 15	あか御まな	
	12 · 29	ひふつ三色	
明応 9	4 · 15	いきかひ	
	4 · 25	みる一をり	
	5 · 17	かひのあわーをり	
	8 · 24	はつかり	
	9 · 17	あか御まな・しゐ一をり	
	V 11		
明応 9	12 · 24	ひふつ三色	
大永 6	5 · 13		
/ <b>(</b> // <b>(</b>	8 · 29	あか御まな	
	9 · 3	はつかん	
	9 · 16	しゐ一折*	
		ひふつ五色	
	10 · 5	しかフル巴	
大永 7	3 · 8	しろ御まな	
	9 · 10	はつあか御まな	
	10 · 3	はつかん	
÷ += -	0 14	und mit ait i	
享禄元	9 · 14	いつものはつかん	
	閏 9・2	あか御まな	
	12 · 18	としとしの御いた・ひら	
享禄 2	9 · 7	あか御まな	
	9 · 22	としとしのしゐ	
享禄 3	$6 \cdot 27$		
	9 · 11	あか御まな	
	9 · 21		
	10 · 9	はつ□□	
享禄 4	3 · 9	しろ御まな	
~ IN T	8 · 21	としとしのはつかん	
	8 · 21	としとしのあか御まな	
	0 - 24	こしこしマノのカー門よな	
天文元	6 · 25	としとしのみる	
	9 · 6	あか御まな	
	9 · 9	はつかん	
エナ・	0 04	いつものし フタロナム いは	
天文 2	2 · 24	いつものしろ御まな一おけ	
		としとしのみる一おり	
	9 · 13	あか御まな・しい一折	
	9 · 19	はつかん	
	閏正・22	<b>ナかう・ナか</b>	
天文 3	2 · 17	しろ御まな	
天文 3			
天文 3	8 · 22	あか御まな	
天文 3	8 · 22 8 · 30	あか御まな みのしゐ	
天文 3	8 · 30	あか御まな みのしゐ としとしの者かつ御まな	

在	月・日	進 物
年		<del></del>
(天文 4)	3 · 18	ひふつ三色
	6 · 13	としとしのみる
	9 · 6	はつかん
	9 · 21	としとしのしゐ
天文 5	2 · 27	しろまな
人又了		
	4 · 24	ひふつ五色(御即位御礼)
	6 · 19	みる
	9 · 16	しる
	9 · 20	はつかん
天文 6	6 · 7	としとしのみる
	8 · 22	はつあか御まな
		としとしのはつかん
	10 1	20200102770
天文 7	3 · 8	しろ御まな
	6 · 25	みる
	10 · 4	はつかん
天文 8	3 · 14	しろ御まな
	閏6・13	はつみるとて一折
	$9 \cdot 17$	としとしのしい
天文 9	5 · 27	はつみる
八人	9 · 6	あか御まな
		しい一おり
	9 · 25	
	10 · 18	はつかん
天文 10	$2 \cdot 27$	しろ御まな
	6 · 28	みる一折
	9 · 12	あか御まな
	9 · 23	はつかん
	9 · 26	としとしのしい
天文 11	8 · 21	はつあか御まな
	$9 \cdot 27$	はつかん
天文 12	6 · 15	としとしのみる▲
八人 12	9 · 2	はつあか御まな
	10 · 13	はつかん
天文 13	3 · 20	としとしのしろ御まな
	5 · 17	十かう・十か
	9 · 21	としとしのみのしゐ
天文 14	6 · 12	としとしの御うり (みるか)
	8 · 26	はつあか御まな
	9 · 3	はつかん
<b>ま</b> → 15	6 . 24	٦. Z
天文 15	6 · 24	
	9 · 3	あか御まな
	9 · 12	LV,
天文 16	7 · 14	としとしのみる
	8 · 19	としとしのあか御まな
天文 17	6 · 5	みる▲
	8 · 28	あか御まな・しい
	9 · 10	はつかん
	10 · 25	あか御まな一おり
工士 10	C 01	L1 L1 07.7
天文 18	6 · 21	としとしのみる
	9 · 17	はつかん
	9 · 20	しい (4ページへ続く)

表1 若狭武田氏の進上

		表 1	若狭武田民
年	月・日	進 物	
文明 9	2 · 1	しろ御まな	(:
	6 · 1	みる一をり	
	6 · 19	いきたるかひ	延
	9 · 6	あか御まな	
	10 · 16	ふりこーをけ	
	11 · 16	ゆきの御まな	
	12 · 30	三色	
文明 10	正・18	御まな三色	7.7
	$2 \cdot 25$	しろ御まな一をけ	延
	6 · 3	みる	
	9 · 10	あゆ	延
	10 · 22	ふり二 (こか)	
	12 · 30	三色	
文明 11	7 · 21	御まな二色	
	9 · 16	かん	l li
	$9 \cdot 21$	あか物	
文明 12	5 · 17	みるのをる(りか)	
入97 12	8 · 25	あか物	
	12 · 29	二色	
			В
文明 13	4 · 30	御まな二をしき	
	9 · 13	かん・あか御まな	
	10 · 28	ふりこ	
文明 14	$7 \cdot 29$	かひ二色・みる	
	8 · 21	かん	Н
	$8 \cdot 22$	あか御まな	19
	10 · 16	ゆきの御まな	
	12 · 28	かん二・かいあわ一折・ゆき五	
文明 15	5· 8	みるのをり	
	8 · 23	はつかり	Н
	$9 \cdot 12$	あか御まな	19
	10 · 25	うらしき	
	12 · 29	ひふつ三色	
文明 16	9 · 15	あか御まな	
-b-00 17	F 0	7 7 45	
文明 17	$5 \cdot 8$ $12 \cdot 29$	みる一折 三色	
	12 . 29	二巴	В
文明 18	4 · 26	御まな二色	
	9 · 7	あか御まな	
	10 · 29	ふりこーおけ	
	11 · 14	はつゆき	
	12 · 28	御まな三色	
長享元	2 · 8	御まな三色	
	2 · 18	しろ御まな	В
	4 · 18	はまあふり	
	4 · 26	はつみる	
	11 · 19	ふりこ	
	12 · 30	御まな二色	
	2 · 8	しろ御まなのをけ	
長享 2	5 · 3	みる一折	
長享 2	5.3		
長享 2	5 · 4	かいたうの枝	
長享 2			l l

£r:	н п	Ye thin	
年 (国立 の)	月・日	進物	
(長享 2)	11 · 16	ゆき一折	
	12 · 30	二色	
延徳元	9 · 2	かん	
是心儿	9 · 5	あか御まな	
	11 · 12	めか叫ょな ゆきの御まな一折	
	12 · 25	ひふつ五色・やなき十か	
	12 · 27	ひふつ三色	
延徳 2	3 · 2	しろ御まなのをけ	
是心 2	閏 8・25	もおくし物	
	E 0 - 25	827 640	
延徳 3	5 · 22	み□ (るか)	
	6 · 26	なか一をり・いきかゐ	
	9 · 9	あか御まな	
		しゐの折	
	0 10	20017171	
明応元	9 · 1	しひの折	
	9 · 8	かん	
	9 · 29	あか御まな	
	11 · 24	ふり二 (こか)	
	12 · 29		
	12 - 29	0 % J _ E	
明応 2	閏 4・26	みるのをり	
	8 · 25	あかまな	
	8 · 26	しゐのをり	
	10 · 30	ゆきの御まな	
	12 · 24	御まな三色	
	12 - 24	下 4 4 二 日	
明応 3	2 · 3	しろ御まな	
	3 · 24	五いろ・一か	
	9 · 5	かん	
	9 · 6	あか御まな	
	10 · 19	ふりこ	
	10 - 19	3,90	
明応 4	2 · 16	しろ御まな	
	6 · 21	いきかひ	
	9 · 17	かん	
	9 · 19	あか御まな	
	12 · 6	あか御まな・いなか一か	
	12 · 29	三色	
		ひふつ三色	
	12 - 30	いるう二世	
明応 5	閏 2・1	しろ御まな	
	8 · 25	はつかん	
	9 · 1	ゑひのをり	
	9 . 9	あか御まな	
	9 · 26	ゆき	
	10 · 13	ふりこ	
	12 · 28	ひふつ三色	
明応 6	2 · 7	しろ御まな	
	5 · 4	みるのをり	
	9 · 1	ゑひのをり	
	9 · 4	はつかん	
	9 · 16	かさ	
	10 · 13	ふりこのおけ	
	11 · 4	ゆきの御まな	
	12 · 28	三色	
朋店 7	5 - 25	みる	
明応 7	5 · 25		_
	9 · 22	Lv	7

年	月・日	進物
天文 19	3 · 25	としとしのしろ御まな
	6 · 1	(脱か)
	8 · 17	としとしあか御まな
	8 · 27	としとしのしいのおり▲
	9 · 30	としとしのはつかん
天文 20	3 · 7	としとしのしろ御まな
	6 · 14	としとしのみる
	9 · 12	としとしのしね▲
天文 21	3 · 9	としとしのしろ御まな
	6 · 26	としとしのみる
	9 · 14	としとしのしゐ
天文 22	6 · 2	みる
	11 · 6	としとしのかん
파- <b>ナ</b> -00	0 7	<b>ルっ御せる</b>
天文 23	9 · 7 10 · 3	はつ御まな はつかん
	10 . 3	14 7 N-10
弘治元	9 · 18	あか御まな・しい
弘治 2	正· 5	ひふつ
	8 · 28	はつかん▲
	8 · 29	はつあか御まな▲
	9 · 15	としとしのみのしい▲
	12 · 5	はつかん
永禄元	閏6・9	みる*
	8 · 20	はつさけ・のちせ山のしい▲
	10 · 4	はつかん*
永禄 2	正· 5	御ひら十まい・かん一(歳暮美物)
	8 · 28	はつさけ*
	10 · 10	はつかん・しい*
永禄 3	2 · 2	かん一・御ひら十・かいあわひ卅 (年始御礼) *
	7 · 11	としとしのみる一折▲
	9 · 4	はつさけ
	9 · 8	としとしのしいのおり*
	11 · 4	はつかん▲
永禄 4	8 · 14	ふとう
	8 · 20	はつさけ*
	9 · 20	としとしのはつしみ*
永禄 5	8 · 27	Lv∙▲
永禄 6	3 · 15	としとしのしろまな*
	9 · 22	としとしはつかん*
永禄 7	9 · 1	はつかん▲
永禄 8	9 · 1	はつふり□□□■▲
71 - 10 · O	9 · 2	はつかん▲
	9 · 4	はつさけ▲
永禄 9	2 · 29	としとしのしろ御まな*
// IN J	11 · 11	はつかん▲
永禄 10	9 · 7	はつさけ
元亀元	8 · 29	はつか (さか) け▲

理する。 まず季節的な進物について以下順を追って整 は進物の実態について理解する必要がある。 ない年は少なく、最後は正親町朝の元亀元年 は年間数例現れる場合が多く、 上記事があるが、その内容を解釈するために (一五七〇) に及んでいる。多くの定型的な進 しかも進上の

六年(一五六三)三月十五日条に「わかさた 説掲の文明九年の記事が初見である。 永禄 魦と書き、 月中」と見える(第三章で後述)。いさざは あり、室町幕府の故実書『年中恒例記』の二 月二十四日の項に「武田いさゝ進上之、当 田氏が室町将軍に進上したのは「いさざ」で

①しろ御まな

(一六九三) ころ編集した地誌『若狭郡県志 小浜藩の下士牧田近俊が元禄六年

> 略)。 に次のように解説される(送り仮名・ 訓点省

け田よりとしく一のしろまなまいる」と記さ

わかる。春二月か三月ころ進上される。この れ、若狭武田氏の毎年の進物であったことが

「しろ御まな」は白魚のことである。当時武

若今不然也、始於小浜之川崎取之、然今 伝言、古府中村土人毎春取魦、貢朝廷矣! 臨河流而取之、 魦字此謂伊佐々、 而日乾、 名曰目刺、 其味堪食、 於下中郡府中村、 国主毎歳献将軍家 又貫之細竹串 季春

ルの府中村でいさざが三月に採れ、以前は小 右によれば、 小浜の東方二、三キロメート

世稀也、相伝、河流漲処必多矣、

- 「わかさより」とのみ表記されるもの。
- 「わかさのたけた」等と表記されるもの。

浜の川崎でも採れたという。同書の別の部分の記載によれば、大飯郡の本郷上・下村でも佐分利川の下流部でいさざが採れ、三月に小中村ではかつて朝廷に貢じたという伝承もあった。このいさざはハゼ科の魚シロウオであった。このいさざはハゼ科の魚シロウオであった。このいさざはハゼ科の魚シロウオであった。このいさざはハゼ科の魚シロウオであった。このいさざはハゼ科の魚シロウオでもである。江戸時代は日干しにして目刺といって将軍に献上した。

『お湯殿の上の日記』に見える武田氏が進い。 り、一桶進上された例が文明十年(一四七八)り、一桶進上された例が文明十年(一四七八)と天文二年(一五三三)に見える(表1参照)。と で立て年(一五三三)に見える(表1参照)。と でかれた。 進上されたしろ御まなの形態は知らわれた。 進上されたしろ御まなの形態は知られないが、目刺ではない可能性が強い。

前後に進上された。表1の長享元年(一四八七)りみるしん上する」と記される。毎年夏五月十七年(一五四八)六月五日条に「わかさよまいらする」という記事が初見である。天文まいらする」という記事が初見である。天文

② み る

> 定されて賦課されていたことが知られる。 と天文八年(一五三九)の事例の「はつみる」 という言葉からわかるように、初物進上である。容器は「折」で数量は一折である。折は る。容器は「折」で数量は一折である。折は をいう言葉からわかるように、初物進上である。容器は「折」で数量は一折である。折は 性がなく、水気のないものを容れた。海松は 古くからの代表的海藻である。恐らくその実態は干海松であろう。小浜の北東約六キロ まは等注進状には、地頭分年貢の「海松・心 島塩等注進状には、地頭分年貢の「海松・心 島塩等注進状には、地頭分年貢の「海松・心 高温等注進状には、地頭分年貢の「海松・心 をこれて賦課されていたことが知られる。

#### ③あか御まな

八月下旬から九月に進上される。若狭武田 八月下旬からあ月に進上される。 後奈良朝の 氏からの恒例の初物進上である。 後奈良朝の 大永七年 (一四七九)の事例に「はつあか御まな」と見え、正親町朝の永禄元年 (一五五八) た。以後こうした直截的な表現となる。 数量 た。以後こうした直截的な表現となる。 数量 た。以後こうした直截的な表現となる。 若狭武田 八月下旬から九月に進上される。 若狭武田

は鮭のことであり、恐らく簡単な塩蔵品であろう。江戸時代若狭小浜藩主となった老中酒料忠勝は、江戸から国元に詳細な指示を多数書き送っているが、寛永十二年(一六三五)七月二十三日付書下の中に次のような条文が七月二十三日付書下の中に次のような条文が見える。

一八月ゟ鮭のやな打可申候間、 候事、 岡美濃殿頼候て可然様ニ可仕候、 仕上ヶ候様ニ弥兵衛・三太夫ニ可申付候 番鮭ハ院御所様へ上ヶ可申候、 鮭をハ念を入塩ニ仕、 念を入さゝせ、箱なから台ニすへ結構ニ 候、二番鮭をハ国母様へ進上可仕候、 も鮭共さかり候ハぬ様ニ念を入塩を可仕 去年若狭守殿仕置之ことく可申付候、 院御所様へ上ヶ候鮭も天野豊前殿・大 爰元へ上ヶ可 当年ハ先 杉之箱を いつれ 申

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

可申候事、一鱈も頓而とれ可申候間、取候者爰元へ上

極忠高の仕置の通り簗漁を行わせることを命り、新たに藩主となった酒井忠勝は前代の京鮭が獲られていた。それを藩主が支配してお上の浜藩では毎年八月ころから簗漁によって

手掛かりとなる。 手掛かりとなる。

#### 4 か ん

御しやうくわん、 まいらするとて、 と記されるのが初見記事である。永禄元年十 けたまいらするとて、すゑよりかんまいる 応六年 とも記されるように初物進上である。特に明 た様子がわかるが、「はつかり」、「はつかん」 正親町両朝に至るまで毎年のように進上され また「かり」とも言った。後土御門朝と後奈良 として進上されている。鳥類の雁のことで、 いる」と記される。秋の八月から九月を中心 月四日条に「わかさのたけたよりはつかんま 文明十一年 (一四七九) 九月十六日条に「た (一四九七) 九月四日条には「たけた 御さか月まいる」と記され すへよりはつかんまいりて

> 考えられる。 うつゝなし」と非難されている。このように 月五日になってやっと武田氏の初雁が進上さ 多い。弘治二年(一五五六)の例では、 数日後に武田氏の初雁進上がなされたことが 進上した。大体将軍の初雁進上の数日から十 が多数見られるが、若狭武田氏が進上した鳥 ており、 を象徴するものとしての意味あいがあったと 初雁の進上には食味もさることながら、季節 れ、「たけたはつかんまいる、おそなわりて は雁だけである。 小順)などが諸家から禁裏に進上された記事 るガンカモ類の鳥として白鳥・菱喰・雁・鴨(大 雁は比較的大きな水鳥で毎年秋に飛来する 『お湯殿の上の日記』には、そうしたいわゆ 後土御門天皇が賞翫 初物として足利将軍も雁を (賞味) された。 + -

#### ⑤ し ゐ

しん上」と記され、例年恒例の進上であるこ十九日条には「たけたとし~~のしい一おり見えるが、同じく明応八年(一四九九)八月の折まいらする」と記される。以後何度かの折まいらする」と記される。以後何度かの折まいらする」と記される。以後何度からしん上」と記され、例年恒例の進上であるこれが、例見記事はやや遅く、後土御門朝の延徳三

月に進上されたこともある。 とが示される。後奈良朝も同様に「としく、 のしい」、「みのしい」が進上されており、次 の正親町朝の永禄元年(一五五八)八月二十 日条に「わかさよりはつさけ・のちせ山のしいしん上申」と記され、若狭武田氏の居城後 がしん上申」と記され、若狭武田氏の居城後 なっ・二から二センチ程度の小さな果実だが、 さー・二から二センチ程度の小さな果実だが、 さー・一から二センチ程度の小さな果実だが、 さー・一から二センチ程度の小さな果実だが、 を中心として進上され、八月や、一例だけ十 を中心として進上されたこともある。

#### ⑥ふりこ

される(この記事の背景には武田氏の内紛の

初鮭の進上は武田氏の分国である若狭国の静なるとて、はつさけまいる」と記されており月二十日条に「わかさたけ田よりくにしつかの日記』の正親町朝永禄四年(一五六一)八

謐を禁裏に報告する意味があったことが明示

### ⑦ゆきの御まな

初見は文明九年十一月十六日条で「たけたまいらするとて、ゆきの御まなすへよりまいる」と記される。たんに「ゆき」ともいわれる。「はつゆき」という表現もあり(文明十八年の事例など)、初物である。十月ころから十一月を中心として進上される。後土御から十一月を中心として進上される。後土御口がらする。

進上主体の「たけた」は若狭武田氏とみてよ 恐らく初物は塩鱈で、歳末のものは棒鱈のよ 本海)に限られる(『本朝食鑑』)。したがって 鱈の産地は北陸地方や丹後・但馬など北海(日 が大きく、 うな加工がなされたものであろう。鱈は魚体 きの御まな」が進上され、また暮れの十二月 (一四八二) の場合、十月十四日に初物の ている(長享二年、 「大はまち」と並んで最も高価な魚種だった。 ③ 一十八日の進物に「ゆき五」が進上されている。 この 容器は折であり、 「ゆきの御まな」は鱈のことである。 戦国期若狭地方でとれた魚のうち 延徳元年)。文明十四年 いずれも一折進上され <u>\_\_\_</u>

> たが、 徴する山野河海の産物である。『お湯殿の上 ある。またこれらの季節的進物は、 家に進上することは特別の意味を持ったので の年最初の獲物や収穫物であって、これを主 独自の意味があったと考えられる。初物とは あり、それらを進上すること自体にそれぞれ は、数日を隔てて別々に進上されたケースが みられる。特に秋季の鮭・雁・椎について ごく少ないものであることなどからもそう 量が記されないか、もしくは一を単位とする ぞれについて年に一度だけ記されること、数 に珍しいものではなく、いずれも季節を象 ように比較的高価な物もあるが、必ずしも特 たように、各大名の支配領域で獲得されたそ 前述の小浜藩主酒井忠勝の初鮭進上に見られ 以上、季節ごとに進上されたものを列挙し 初物が多く見られた。進上記事がそれ 雁や鱈の

> > 支配を象徴するものとしての意味を持っていの進物は若狭武田氏の国持大名としての領域平定があった)。初物を始めとする季節ごと

# (2) 歳暮・年始美物等の進上

たのである。

られる。この美物は動物性食品を中心とす 今日進上」と記されており、 月三日条に「武田歳暮美物三種之内、 は、 どの美物が進上されている。 鮑(あわび、当時蚫と書く例が多い)、鱈な かいあわ一折、ゆき五まいる」と記される。 と、「たけたまいらするとて、すゑよりかん二、 ての意味を兼ていたと思われるので引用する 解に進上されたものは、恐らく歳暮美物としょ る。文明十四年十二月二十八日の禁裏の精進 る高級食材のことで、「御まな」も同義であ たが、年を越して翌年正月三日にその内の二 信が歳暮美物三種を禁裏に進上すべきであっ た記事が『お湯殿の上の日記』にしばしば見 しくは「ひふつ」を三色もしくは二色進上し 後土御門朝に歳末に武田氏が「御まな」も 『後柏原院御記』永正九年(一五一二)正 次の後柏原朝 若狭守護武田元

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

種を進上したことがわかる。

●が年始として進上された。

れる。 明応九年 (一五〇〇) 十二月二十四日条に「た そしてこの日、 御申あり、 けたひふつ三色まいらするとて、すへよりま 進上することが武田氏の例となっていたらし 良朝の初めの大永六年十月五日には「たけた に美物進上がなされたのである。 が終了して後柏原天皇が常御所に還御された。 ている『お湯殿の上の日記』の記事の中で、 その他禁裏の代始に伴い、 後柏原朝の初めの時期の、 その前日に故後土御門院七々日の仏事 御しやうしんとけに、女中御てうし斗 五こんまいる、めてたし」と記さ 酒宴がなされ、この日のため 精進解に美物を わずかに残っ 同様に後奈

御しやうしんとけのひふつ五色しん上する、これは五月すゑにまいるへきことを、と、かぬ事にていままいる」という記事がある。同年の五月二十七日に盛大な精進解がなされており、恐らく武田氏はこのころ美物を進上するであったが、遅延して十月に至ったのであろう。このように代始に伴って精進解の美あろう。このように代始に伴って精進解の美あろう。このように代始に伴って精進解の美わらの「たけた」も前掲の後土御門朝や後相原朝の記事に「すへよりまいる」と記され、特惠の食材を管理した御末を介して進上していることからみて若狭武田氏のことを指して言っていると解釈される。

この歳暮から年始は年中行事の集中する時間である。その宴会の食材を提供するという相である。その宴会の食材を提供するという期である。その宴会の食材を提供するという期である。との意味を持つものであり、禁裏の

### (3) その他の進物

に、水産物を中心とした武田氏の進物が後土以上列記した初物などの季節的進物のほか

例見られる 老の進上は明応五年(一四九六)と六年の二 かひ」は季節からみて鮑と思われる。 早く届けられたのであろう。なおこの 進上されている。鮮度のこともあり、 なって届けられているが、「よころ」になっ と記され、 る、御ひら十まい・かん一、よころまいる」 や後の正親町朝の永禄二年(一五五九)正月 進上の時間を表現したことに注目される。 さ、いまいらする」と記される。「けさ」と 以降にも六月を中心として「いきかひ」の進 いらせらる」と記され、明応四年(一四九五 九年六月十九日条で「たけたいきたるかひま として、まず貝類があげられる。 わったものは少なくなる。 降になると進物は定型的となり、 御門朝の記事に見られる。 応六年に「かさ」(がざみ、 て届けられたという。朝・夜を問わず美物が 五日条には「たけたせいほうのひふつま 六月二十五日条には「たけたけさいきかひ・ 上が何度か記されている。明応八年(一四九九) 前年の歳暮美物が翌年の正月に (以下**表1**参照)。 後土御門朝の進上 ワタリガニ) 方、 蟹の進上は明 初見は文明 後奈良朝以 あまり変 一刻も 進 Þ

とて、 上 忠富を通じて鯉が進上されている。 十年九月十日条に「あゆたけたまいらすると 上とみなしてさしつかえないと思う。一方 内容からみてこれらすべてを若狭武田氏の進 醬一桶の進上が見える。 を介した理由も充分に説明されないので、こ 狭武田氏の鯉進上は例がなく、また白川忠富 りこもしまいる」と後土御門天皇の近臣白川 条には 上と判断される。また、文明十六年六月三日 じて進上されたことからみて若狭武田氏の進 川魚では鮎と鯉が一例づつ見える。まず文明 本文には直接的に記されていないが、進物の ついてまとめたが、『お湯殿の上の日記』の 上されたと思われる。その他、明応八年には あるから、 れており、 (一四八八) 六月六日条に「たけたまいらする 鯛を進上したことが見える。また長享二年 一の事例がある。 「たけたはまあふりまいらする」と浜焼き すゑよりまいる」と記される。御末を通 すゑよりかいさう一折まいる」と記さ 「たけたまいらするとて、みん部卿よ 恐らくこれは海松以外の海藻が進 その前後に海松進上の記事が別に 文明十九年四月十八日条に 以上海産魚介類等に しかし若

れる。

合、 進上も何らかの御礼の可能性がある。 年(一五三四)閏正月二十二日の十合・十荷 は少ない。天文五年(一五三六) 歳暮・年始を除くと、御礼と明記される事例 様々な御礼進上があるが、若狭武田氏の場 後に、禁裏に対する諸家の進上の通例として、 る点に特色がよくうかがわれる。 上が見られず、 の場合当時一般に行われた銭貨による御礼進 て美物五色を進上した例があり、また天文三 日に武田元光が後奈良天皇の御即位御礼とし 随時水産物を中心とした進上がなされた。最 以上のように初物や季節の食材以外にも 『お湯殿の上の日記』 美物を御礼として進上してい の記事には前述の 四月二十四 武田氏

# 二 越前朝倉氏・能登畠山氏の禁裏への進上

とき守護斯波氏に代わって実質的な越前国の検討する。まず越前朝倉氏は初代朝倉孝景の氏など北陸地域の他の大名との比較を通じて歴史的意義について、越前朝倉氏や能登畠山歴史のような若狭武田氏の禁裏への進上の以上のような若狭武田氏の禁裏への進上の

まとめた。ほとんどが特定の事由による礼銭

記

に記載される事例を表2

物や代銭の進上が具体的に

2(次ページ)に『お湯殿の上の日

支配権を獲得し、その後五代にわたって越前 内の三昧 享禄二年 氏は四代孝景の代になってようやく主体的に 貞景はその費用五万疋を京都に送った。 たが、永正七年(一五一〇)幕府の命により 幕府から賦課された分の御即位段銭は完納 三代朝倉貞景は文亀元年(一五〇一)後柏原 年に禁裏御料所河合庄の代官を命ぜられ、 て勅許された記事がある。 『お湯殿の上の日記』に登場するようになり 柏原天皇の御即位は財政難により遅延してい 故後土御門院の仏事料三千疋を進上した。後 た。その後貞景は任官御礼の太刀・三千疋や 命じられたが、これには応じなかった。 天皇の代始御礼の進上と河合庄の年貢加増を 土御門天皇から太刀を下されて御礼一万疋 たのは二代当主朝倉氏景の最晩年の文明十八 を支配した。禁裏と直接の関係を持つに至っ (銭百貫文)を進上したのがきっかけである。 (葬送地)開設許可の綸旨を申請 (一五三九)三月十三日条に越前 その後朝倉氏の進 朝倉

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

佐藤

P

出 銭

の進上である。

天文十七年

(一五四八)

の二例にすぎない。

朝倉氏の禁裏への

進上は

表2 越前朝倉氏の進上

/r·	п п	华 県 /市中
年	月・日	進物(事由)
享禄 4	10 · 10	二千疋 (上人号御礼)
天文 4	11 · 1	万疋 (御即位事)
天文 10	8 · 22	御たち・三千疋(気比遷宮御礼)
天文 12	9 · 4	く、ゐ二は
天文 17	9 · 9	御たち・三千疋 (代替御礼)
天文 18	8 · 26	御れゐ五千疋
天文 20	12 · 30	ことしの御れいとて千疋
弘治 2	12 · 9	御なか十は
永禄元	9 · 16	万疋
永禄 3	3 · 1	としとしの御れい千疋
	11 · 7	十かう・十 二二二 千疋 (四品・姓御礼)
永禄 5	9 · 16	御たるの代千疋 (赤淵大明神縁起外題御礼)

注 『お湯殿の上の日記』の所見を記した。

表3 能登畠山氏の進上

年	月・日	進 物(事由)
明応 6	11 · 6	御まな三色
享禄 2	10 · 14	ひふつ五色
享禄 3	3 · 30	ひふつ五色
	6 · 18	五千疋 (薫物法御礼)
享禄 4	5· 7	ひふつ三色
天文 2	6 · 13	ひふつ三色
天文 3	6· 3	ひふつ三色
	10 · 4	ひふつ色々
天文 4	5 · 26	く、ゐ・せわた卅・しほひき五
	7 · 21	御たるの代千疋(任官申請)
	8 · 18	せもしのおけ五十▲
天文 5	3 · 1	御たち・御馬代三百疋(四品御礼)
	6 · 20	ひふつ五色・御たるの代千疋 (蘭奢待御礼)
天文 6	5 · 20	ひふつ三色
天文 7	6 · 15	としとしのひふつ三色
天文 8	6 · 1	ひふつ三色▲
天文 9	6 · 11	ひふつ三色▲
天文 10	7 · 1	ひふつ
天文 11	6 · 5	しほひき十しやく・せわた五十おけ・のもしのはこ二
天文 12	7 · 25	としとしのひふつ
天文 14	8 · 6	としとしのひふつ▲
天文 17	7· 2	としとしのひふつ三色▲

『お湯殿の上の日記』の能登守護の所見による。

文 室町 賀守護・ どの返礼が中心であり、 ともあったが、 義景の代には年々の御礼として千疋 上人号、気比社遷宮、 加 中期 の進上がなされることもあった。 賀富樫氏は南北朝期に守護に抜擢され、 同半国守護だったが、『お湯殿の上 一時守護職を斯波氏に代えられたこ 再び守護となる。 官位・姓、 また最後の当主 その後も加 外題染筆な (銭十貫 朝倉

られる。

物としての進物は、

天文十二年の

(一五五六)の

「御なか十は」すなわち綿十把

れる。

『お湯殿の上の日記』

における能登畠

くゝゐ二は」

すなわち白鳥二羽、

弘治二年

永禄元年

(一五五八)

に一万疋の銭が進上さ

れているのは、

正親町天皇の代始の御礼とみ

替りするとその御礼進上を契機としてその後

代朝倉孝景から五代朝倉延景

(義景)

へ代

毎年のように礼銭が進上されるようになった。

これは本願寺が勅願所であることによる 年以降毎年十合十荷の御礼を進上しているが、 統が代々守護となったので能登畠山氏と呼ば 満家の弟) 戦国末期加賀国を支配した本願寺は、 つとなる。管領畠山基国の子満慶 能登は南北朝期に管領畠山氏の分国のひと は能登守護職を継ぎ、 以後この系 (管領島 天文五

0)  $\exists$ 記 には進上記事が見当たらない。

<sup>▲「</sup>のとより」とのみ表記されるもの。

上している。

上吉田庄は小浜の東方約十二キ

口

、ートルに位置する現福井県若狭町上吉田

国の禁裏御料所上吉田庄でも代官が美物を進

は難しいのではなかろうか。

例えば同じ若狭

質的にみてあまりにも僅少であり、

禁裏御料

武田氏の禁裏に対する季節的な進物は、量的

所小浜など特定の所領に対する賦課とみるの

のとのしゆこおと、御まな三色まいらす六年(二四九七)十一月六日条の次の記事である。山氏の進上の初見は、後土御門朝末期の明応

規則的になされたことがわかる。しかしこう 伴う礼銭や美物の進上が数例見られる。この である。 含むものと考えられる。その数量は塩引は五 年の進上事例から類推すると、塩引や背腸を いる。 朝の享禄二年(一五二九)から能登畠山氏は 致が三種の美物を禁裏に進上した。その後 した進上も畠山義総の代まで安定して続いた ように能登畠山氏の場合、年に一回、三種類 尺か十尺、背腸は三十桶か五十桶という多数 込むこともあった。三色の内容ははっきりし 文十年(一五四一)以降は七月や八月にずれ ほぼ毎年美物三色、もしくは五色を進上して な進上記事が見られる (表3参照)。後奈良 能登畠山氏全盛時代の義総の代には定型的 美物の進上が定型的な進上であり、 当 時 その時季は大体五月か六月であり、天 の能登守護は畠 それ以外に官位や名香の授与などに 天文四年の五月二十六日や天文十一 Ш 義元で、その弟 比較的 慶

族、 氏、 氏は禁裏供御御料所小浜の代官を務め、 かと思はれる」と示唆している。 取り上げ、若狭武田氏について「而して同氏 持った大名は必ずしも多くないが、尾張織田 うに進上を通じて禁裏と恒常的な結びつきを 国的にみても、これらの北陸地域の大名のよ 狭武田氏は他の大名と全く異なっている。 物の内容といい、継続された年代といい、 り上げなかった。年間の進上回数といい、 的な進上があまり見られないのでここでは取 の勤皇は小浜の御代官であった事によるもの ついて「戦国時代の皇室翼賛の事蹟」として れた。奥野高廣氏はこのような武士の活動に 武士などにも禁裏に対する種々の進上が見ら 簡単に紹介した。越中以遠については、 以上、越前と能登の有力大名の進上事例を 西国の雄大内・大友両氏、その他辺境の 美濃土岐氏や、いわゆる三国司とその一 若狭武田 その 日常 若 全 進

> とされ. 行った。ただ前節までに詳しく検討した若狭 た。こうした禁裏御料所の代官職をひとつ 御料所一青庄があった。越前朝倉氏も河合 も能登守護が代官を務めた年貢一万疋の禁裏 も比較的安定した収入を得た。能登について 仕の姿勢が認められる。北陸地域にはこうし 料所河合庄の年貢を三千疋という低額に押え する中で小浜の月宛の納入状況は比較的良好 文)であった。戦国期荘園からの収入が減 銭を納めることで、当時月額三千疋(三十貫 の背景として諸大名は禁裏に対する進上を 庄の代官として一応三千疋の年貢は送り続け た禁裏御料所が各国に分布し、 たことと比べると、武田氏の禁裏に対する奉 月宛を納めた。月宛とは毎月供御 例えば 越前朝倉氏が国内の禁裏御 禁裏は戦国期 (米) の代

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

長 は上吉田庄の年貢の一部であった可能性が強 せいほのなり」と記録される。これらの美物 る、 みよし田御れう所のおくりしやうは、名乗降 物には送状と書状が付されており、『お湯殿 鯛三十を禁裏に進上している。こうした進 物として鯣五連を、また歳暮の美物として小 たことにも武田氏の特異な性格がうかがえる。 家では将軍と若狭武田氏だけである。こうし して理解されるべきものと思われる。そもそ ろ若狭一国の支配者としての初物進上儀礼と 允とあり 「上の日記』 永禄二年十二月二十八日条に「か あった禁裏御料所で、 この時期禁裏に初物を進上するのは、武 うら書に松宮大蔵丞とあり、小鯛#まい 文には清長と名乗あり、うらに松宮玄番 しかし武田氏の季節による進上は、むし 武田氏の家臣で代官の松宮氏は年始の美 を納めた。『お湯殿の上の日記』によれ (中略) かみよし田よりの小鯛は 三千疋の年貢 (公用

# 幕府における北陸大名の進上

る主従関係を具体的に示すものとして、毎さて、諸大名が帰属している幕府におけ

中恒例記』がある。また幕府における実際 上 比べて、前述した北陸大名の幕府に対する進 て『天文十四年日記』がある。この三者を の進物を日を逐って記した一年間の記録とし (一五四三、四四) ころまでにまとめられた『年 ら同十八年(一五二一)までの例を書き加え 参加するのかを記した故実書が室町後期作ら 数の年中行事に伴う諸臣の参仕、 年くりかえされる正月元日を始めとする多 上について検討しよう。 た『殿中申次記』と戦国期の天文十二、三年 て足利義稙の代の永正十三年(一五一六)か て特に記されているものに、 れた。そのうち武田氏や朝倉氏の進上につい いて、どの家柄の大名がどの日にどのように 拝領等に注目される。これらの条項につ 伊勢貞遠が作っ 対面、 進

がある。
ている。また八月朔日の項に次のような記載
富樫次郎が梅染御服五を進上することになっます『殿中申次記』では、例年七月九日に

#### 禁裏様へ参

門計

初雁

例年進上之、

朝倉弾正左衛

次にやや時代が下る『年中恒例記』におい

何も式日ハ不定、 武田伊豆守一初雁 一、 例年進上之、 武田伊豆守

と考えられる。すなわち越前の朝倉孝景 するものであったことが想定される。 進上にかかるものと思われる。 事実がないので、その次の行の武田氏の初雁 様へ参」は、朝倉氏が初雁を禁裏に進上した ば、武田氏は初物の雁と鱈を幕府に進上して 上が行われていたことを示す。これらによれ ら、永正十六年以前の武田元信の代に初鱈進 は、恐らく元光の父の元信のことで、元信は 進上することになっている。この大膳大夫 雁一を進上するという意味である。 途からみて右の部分は永正十七年(一五二O) が初雁を進上すると記載される。 いたのである。そして前掲部分の注記 永正十六年十一月に剃髪して出家しているか の十月三日の項には武田大膳大夫が初鱈三を 代)と若狭の武田元光が、それぞれ幕府に初 前後の朝倉・武田両氏について記されたもの の初雁進上は、 例年 「朝倉弾正左衛門尉」と「武田伊豆守」 幕府への進上と密接に関連 武田氏の禁裏 また同書 回

ては、 進上である。いくつかは初物進上である。そ が絹二十疋・綿三十把を進上することなどが 氏が梅染帷三寸を進上すること、八月十五日 が見える。そして以下列記すると、五月六日 幕府に武田氏がいさざを進上することが見え 禁裏へも進上されることが恒例とされる。 注記される。若狭武田氏の初物のいくつかが 上の項には、 して八月十五日の若狭武田氏の初雁と初鮭進 記される。これらは幕府における年中恒例の こと、十二月能登守護が初海鼠腸を、朝倉氏 九月朔日武田大膳大夫が枝椎一折を進上する 武田氏と朝倉氏が初雁と初鮭を進上すること 武田氏が海松を進上すること、六月朔日富樫 また同項に年始御礼として能登畠山氏が美物 朝倉氏が美物と銭三千疋を進上すること その二月二十四日の項に前述のように 「則禁裏江御進上之 (下略)」と

桶」を進上し、 には、 を進上し、九月十三日に朝倉弾正左衛門入道 ができる材料は少ないが、『天文十四年日記 幕府に対する進上を他の記録で確かめること こうした故実書に見える若狭武田氏の室町 幕府に二月二十四日武田伊豆守が「鯨 六月十二日同人が 「海松一折

> 畠山義総に宛てて出されている。 (一五三六、三七、三八) に次のような御内書が 衆大館常興が調進した足利義晴の御内書の引 しても進上されていると考えられるのである。 氏の禁裏への季節的進物の大部分は、幕府に対 の故実書や記録によれば、前に検討した武田 椎一折を進上したことが記されている。これら が初鱈二を進上し、 付『御内書案』によれば、天文五、六、七年 また能登畠山氏についてみると、幕府内談 同十八日に武田伊豆守が

到来、目出度候、 為年始之祝儀、太刀一腰・白鳥・海鼠腸 猶常興可申候也

六月十八日 (天文五年)

御判

畠山修理大夫入道とのへ

到来、 為年始之祝儀、太刀一腰・白鳥・海鼠腸 目出度候、 猶常興可申候也

(天文六年)

五月廿二日

畠山修理大夫入道とのへ

腸百桶到来、 為年始之祝儀、 目出度候、 太刀一腰・白鳥一・海鼠 猶常興可申候也

(天文七年

六月廿五日

判

畠山修理大夫入道とのへ

るが、 恐らく畠山義続の年始御礼進上の使者が、 二十四日ころに能登畠山氏が年始の御礼を幕 の七月三日に義続は本願寺証如に対して背腸 その後の天文十七年の事例をみると、七月二 儀と美物を進上していることがわかる。また ような時期に幕府と禁裏にそれぞれ年始の祝 の日付を比べると、畠山義総は毎年大体同じ の日付と表3の禁裏に対する美物進上の各年 毎年著しく遅延している。この御内書の各年 府に進上することになっているが、このころ 書である。『年中恒例記』においては、二月 足利義晴に進上したことに対する返礼の御内 礼進上は連動している。 ろう。以上のように公武と諸権門に対する御 府や禁裏に参上した後に大坂へ回ったのであ 三十桶と塩引五尺を当年礼として贈っている。 日に畠山義続が禁裏に美物三色を進上してい これは能登守護畠山義総が、 『証如上人日記』によれば、その翌日 年始の祝儀を

よれば、若狭武田氏は禁裏にだけくりかえし そうしてみると、『お湯殿の上 の日記』

を示している。
室町幕府の年中行事の体系に属していたこと室町幕府の年中行事の体系に属していたことは武田氏が

註

#### おわりに

禁裏 護出銭と同義と考えられる。天皇の代始御礼 具体的に明らかにしなければならないが、今 胤卿記』永正元年十二月九日条女房奉書)。 をよく言い表しており、武田氏の進上が国持 もち候へは、 や御即位用途の進上もそうであろう。「国を は自発的な進上ではなく、むしろ守護役や守 にはこれ以外の頻繁な公武の宴会用美物など 進上や幕府の年中行事故実書に記された美物 なお、これらの本質を明らかにするためには 大名の責務でもあったことを暗示しいる(『宣 前朝倉氏に対する禁裏の要求は当時の国家観 の供出が多かったと思われる。ただその場合 の進上は、 御れいハ申候はんする事にて候」という越 以上述べた禁裏における若狭武田氏の初物 ・幕府への進上の契機や相互関係をより 量的には僅少なものであり、 御れう所候ハすとも、かいふん 実際

後の課題としたい。

- ジ、桜楓社、一九七六年。
- (2) 水藤真「武田氏の若狭支配―武田氏関係文書・売券の検討から―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第二集、一九八三年。河村昭一「戦国大名の買地安堵について―若狭武田氏を中心に―」『兵庫教育大学研究紀要 第二分冊 言語系教育・社 会系教育・芸術系教育』五、一九八四年。笹木康平「戦国期畿内政治史と若狭武田氏の在京」『日本歴史』第七六八号、二〇一二年。
- 湯殿の上の日記』の索引は、小高恭編『お湯殿の名の上の日記』の本文は、続群書類従補遺三 お湯殿の上の日記(十一)』、一九六六年によった。なおこれらに収められた部分の『結群書年によった。なおこれらに収められた部分の『お

上の日記(主要語彙索引』岩田書院、一九九七年

### 参照。

(5) 『大日本史料第八編之九』 三六二ページ、

同第

八編之三十四、六七ページなど

- (6)すでに春田直紀氏は、若狭武田氏の美物進上について『お湯殿の上の日記』にふれているが、 について『お湯殿の上の日記』にふれているが、 史料としての取り上げ方はごく部分的で検討の余地がある。なお同氏は若狭武田氏関係史料として 三条西実隆の日記『実隆公記』と歌集『再昌草』 に現れる武田氏や家臣の進上を全面的に取り上げ て論じている。春田直紀「中世後半における生鮮 海産物の供給=若狭国御賀尾浦の美物を中心に 事」『小浜市史紀要』第六輯、一九八七年。
- (7) 杉原丈夫・松原信之編『越前若狭地誌叢書』下、 一五九、三二六ページ、松見文庫、一九七三年。 (8) 吉田禮三『若越おさかな食文化誌』三四ページ、 (7) 杉原丈夫・松原信之編『越前若狭地誌叢書』下、
- (10)「酒井忠勝書下」『小浜市史 藩政史料編一』9中・近世七』五ページ、福井県、一九九〇年。 ま積浦地頭分年貢魚塩等注進状『福井県史資料編 志積浦地頭分年貢魚塩等注進状『福井県史資料編
- (1) 小浜市教育委員会『史跡後瀬山城跡保存管理一三六ページ、小浜市役所、一九八三年。

計画書』六二ページ、小浜市、二〇〇〇年。

(12) 小浜市の「長井健一家文書」に文明十一年十二月三十日付の政所代蜷川親元の美物請取状があり、鵠一・鯛拾・塩引弐・貝鮑一折・振海鼠一桶が幕府に進上されている。進上の主体は明らかでないが、北陸地域の大名の可能性が強い。『福井県、中資料編9中・近世七』四二一ページ、福井県、県史資料編9中・近世七』四二一ページ、福井県、県史資料編9中・近世七』四二一ページ、福井県、「九九〇年。その他幕府に振海鼠を進上している例として伊勢貞宗、浦上則宗らがある。『親元日紀』、

- (4)『山科家礼記』文明十三年正月二十六日条所載若狭の魚介類の種類と単価。福井県、一九九四年。(3)『福井県史通史編2中世』七八三ページ、表51
- もたらされた主な商品の内であったことがわかる。 と (椎子)、鳥などの荷駄・歩荷の率分が記される。 し (椎子)、鳥などの荷駄・歩荷の率分が記される。
- この精進が明けると精進解と称して魚鳥を中心と日、受戒、神事などの場合は精進料理に限定された。と植物性食品のみの精進料理があり、六斎日や忌と植物性食品の料理は動物性食品を中心とする魚鳥料理

武田氏の進物もこの部類に入る。

する美物を盛大に賞味することが常だった。

- の日記』永禄九年正月二十四日条。本史料第九編之六』二一四ページ。『お湯殿の上本史料第九編之六』二一四ページ。『お湯殿の上の日記』永禄九年正月二十六日綸旨、『大日
- (17)東四柳史明「能登畠山氏家督についての再検討」(17)東四柳史明「能登畠山氏家督についての再検討」
- 畝傍書房、一九四二年。(19)奥野高廣『皇室御経済史の研究』一三八ページ、
- (20) 奥野氏前掲書一二五ページ。
- (22) それぞれ『群書類従』第二十二輯、『続群書類従』条、同七年三月二十四日条など。
- 七六に紹介、翻刻される。一九八一年。(3)「大館常興日記(三)」として『ビブリア』

第二十三輯下所収

(24) 三代朝倉貞景は永正九年(一五一二)三月二十五日に弾正左衛門尉」は四代朝倉孝景とみられの「朝倉弾正左衛門尉」は四代朝倉孝景とみられる。彼のこの官途は『永正十三年八月記』で確認る。彼のこの官途は『永正十三年八月記』で確認される。一方、武田元信の子元光は永正十七年される。一方、武田元信の子元光は永正十七年

世七』三一六ページ、福井県、一九九〇年。見える。「神宮寺文書」『福井県史資料編9中・近安堵の判物を発給し、その署名に伊豆守の官途が安堵の判物を発給し、その署名に伊豆守の官途が

(25) この本文について『後鑑』同日条所収「大館

- (26)『大館記』三、『ビブリア』八〇号、一九八三年。の記事は武田氏の白魚進上を示すものであろう。きず、写し誤りがあるようである。恐らくこの日日記」は「鱗一桶」に作る。いずれの字も解釈で
- またほぼ同文の史料が『後鑑』にも収められている。2~『ブ食言』三~『モラ・ラ』ノ(キャーブノ三名

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)